

エネリア e 街チケット使用者規約

(総則)

第1条 本規約は、静岡ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が発行する「エネリア e 街チケット」について規定するもので、保有者または使用者（以下に定義します。）がエネリア e 街チケットを使用する場合には、本規約が適用されます。

(定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。

- (1) 「エネリア e 街チケット」とは、対象地域の加盟店にて、チケット券面に記載の有効期限内でエネリア e 街チケット取引が出来る当社発行の電子商品券をいいます。
- (2) 「保有者」とは、当社が規定した本規約を承諾のうえ、エネリア e 街チケットを取得した者をいう。
- (3) 「使用者」とは、当社が規定した本規約を承諾のうえ、エネリア e 街チケットを加盟店で使用する者をいいます。
- (4) 「加盟店」とは、「エネリア e 街チケット登録店規約」を承諾のうえ所定の申込書にて当社に申し込み、当社が承認した個人、法人及び団体をいいます。
- (5) 「エネリア e 街チケット取引」とは、使用者が加盟店より商品提供等を受けた場合に、その売上相当額の全て及び一部をエネリア e 街チケットで取引することをいいます。但し、エネリア e 街チケットを充当しない部分は除く。
- (6) 「電子スタンプ」とは、使用者がエネリア e 街チケットを使用した際に、加盟店がエネリア e 街チケットの消し込み等を行うために使用するスタンプ形状の電子機器をいいます。
- (7) 「消し込み」とは、使用者がエネリア e 街チケットを加盟店で使用した際に、電子スタンプを使ってスマートフォン等の端末へ押印すること等により、エネリア e 街チケットを使用済み登録又は金額減算することをいいます。

(使用者等の負担)

第3条 エネリア e 街チケットの使用に関わる、保有者または使用者（以下「保有者等」という）の端末（スマートフォン等）の通信料・接続料等は、保有者等が負担するものとします。

（エネリア e 街チケットの管理等）

第4条 保有者等はエネリア e 街チケットを善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。

- 2 保有者等がエネリア e 街チケットを紛失、盗難、第三者に利用されるなどして失った場合、当社は一切の責任を負いません。
- 3 メールアドレスの登録内容に不備があり、エネリア e 街チケットが第三者に付与された場合は正式な付与とみなし、当社は一切責任を負いません。

（使用者の順守事項）

第5条 保有者等はエネリア e 街チケットを第三者に譲渡（交換・転売を含む）もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、また質入れ等の担保に供することはできません。

- 2 保有者等は、違法、不正使用または公序良俗に反する目的でエネリア e 街チケット取引はしないものとします。

（エネリア e 街チケット取引）

第6条 保有者等は、加盟店にて、加盟店が定めた範囲で、エネリア e 街チケットを使用して商品購入等を行なうことができます。ただし、別表第1に該当するものは対象外とします。

- 2 使用者は、自己の保有するエネリア e 街チケットの金額から任意の決済金額を入力して、エネリア e 街チケット取引を行うものとします。
- 3 使用者は、エネリア e 街チケット取引時に、エネリア e 街チケット利用金額を必ず確認するものとします。
- 4 エネリア e 街チケット取引において、いかなる場合であっても、釣り銭は支払われません。
- 5 エネリア e 街チケット取引後の返金対応はできません。

（加盟店との紛争）

第7条 使用者は、加盟店から購入した商品もしくは権利、または提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他使用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題について、使用者と加盟店との間で解決するものとし、当社はその責任を負いません。

(エネリア e 街チケットの有効期限・使用可能期間)

第8条 エネリア e 街チケットは、チケット券面に記載の有効期限内でのみ使用可能です。

- 2 有効期限は、スマートフォン等の端末で確認することができます。
- 3 有効期限を経過した場合、エネリア e 街チケットの利用は一切できなくなります。
- 4 有効期限内であっても、取得したエネリア e 街チケットの払い戻しは出来ません。

(個人情報等の収集及び利用)

第9条 当社は、エネリア e 街チケットで収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、次に掲げる内容及び当社が定めるプライバシーポリシー等に従い適切に取り扱うものとします。

(1) 個人情報とは、エネリア e 街チケット登録において提供を受けた、氏名、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別できる情報をいいます。

(2) 個人情報の共同利用

① 共同利用することのある項目

(ア) 氏名・電話番号・Eメールアドレス・郵便番号・性別・利用日・エネリア e 街チケットの利用場所、利用日、利用金額・住所・ご要望等、特定の個人を識別できる事項

(イ) お問い合わせに関する事項

(ウ) サービス提供に関する事項

② 共同利用の目的

(ア) エネリア e 街チケットの運営及びサービス提供

(イ) サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析

(ウ) 電子メール等の通知手段による情報発信

(エ) 利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応

(オ) その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

(カ) 上記、目的をサポートするための業務委託会社による利用

③ 共同利用する者の範囲

(ア) 当社グループ会社

(3) 個人情報の利用制限

個人情報の収集目的を越えた当該実施機関内における利用及び当該実施

機関以外の者への提供は、本規約で定める場合を除き、一切いたしません。

ただし、統計的に処理された利用者属性等の情報については、個人情報的一切含まないものに限り、公表することがあるものとします。

(4) 個人情報の管理

収集した個人情報については、当社が厳重に管理し、漏洩、不正流用改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとします。

(業務委託)

第10条 当社は、エネリア e 街チケットの運営管理業務の一部を第三者に委託することがあります。

(使用停止または中止)

第11条 当社または加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、保有者等に通知することなく、エネリア e 街チケットの全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、保有者等は、エネリア e 街チケットの全部または一部を使用することができません。

- (1) 天災地変、停電、システム障害、通信の障害、電子スタンプの故障その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。
- (2) システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合。
- (3) 本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合。
- (4) その他やむを得ない事由が生じた場合。

2 前項に基づきエネリア e 街チケットの全部または一部が停止または中止されたことにより生じた保有者等の損害等について、当社は一切の責任を負いません。

(使用の一時停止及び中止)

第12条 当社または加盟店は、保有者等が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該保有者等の使用を一時停止または中止することがあります。その場合、保有者等のエネリア e 街チケット取引は出来ず、保有するエネリア e 街チケット残高は失効し、払い戻しはいたしません。

- (1) 本規約に違反し、または違反したおそれがある場合。

- (2) エネリア e 街チケットを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。
- (3) エネリア e 街チケットの利用状況に照らし、保有者等として不適格である場合。
- (4) エネリア e 街チケット取得申込に虚偽が発覚した場合。

(反社会的勢力の排除)

第 13 条 保有者等は、自らが現在暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が自己の経営に実質的関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己もしくは第三者の不正利益を図る目的または損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金を提供、または便宜供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 保有者等は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、保有者等が前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、保有者等の保有するエネリア e 街チケット残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、当社は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、

使用資格の取り消しに起因して保有者等に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

- 4 前項の場合、当該保有者等の保有するエネリア e 街チケット残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

(エネリア e 街チケットの終了等)

第 14 条 当社はエネリア e 街チケットの内容または提供の条件を行うことがあり、保有者等はこれをあらかじめ承諾するものとする。

- 2 当社は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、エネリア e 街チケットの全部または一部を終了することがあります。
- 3 前 2 項の場合、当社は、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により保有者等に周知する措置を講じます。

(補償)

第 15 条 保有者等は、エネリア e 街チケットの利用に伴い、保有者等の責めに帰すべき事由により当社または第三者に損害を発生させた場合は、自己の責任と負担でこれを解決するものとします。

- 2 保有者等が、本規約に違反した行為、または違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該保有者等に対し、損害賠償の請求ができます。

(免責)

第 16 条 天災地変、通信回線やコンピュータ等の障害によるシステムの中断、遅滞、中止、データの消失、エネリア e 街チケット利用に関する障害、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他本サービスに関して保有者等に生じた不利益または損害について、当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

- 2 通信環境により、本サービスの一部または全部を利用できないことがあります。これによって保有者等に生じた不利益または損害について、当社は責任を負わないものとします。
- 3 当社は、本サービスにおいて提供する広告または情報について、その内容の正確性、適法性及び完全性等に関し、いかなる明示または黙示の保証も行わない。
- 4 当社は、本規約等に別途定める場合を除き、保有者等による本サービスの利用に関連して生じた損害について、当社の故意または重大な過失による場合を除き、当該損害のうち、保有者等が被った通常かつ直接の範囲の損害

(予見可能性の有無を問わず、特別損害及び逸失利益を含まないものとし
ます。)に限り、損害を生じさせたエネリア e 街チケット取引等の対象金額相
当額を上限として責任を負うものとします。

(本規約の有効性)

第 17 条 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断された場合であ
っても、当該規定の無効部分以外の部分は有効とします。

2 本規約の規定の一部または全部が特定のユーザとの関係で無効とされ、ま
たは取り消された場合であっても、本規約はその他のユーザとの関係では有
効とします。

(規約の変更)

第 18 条 本規約を変更する場合、当社は、所定のウェブサイトに掲示する等
の方法により一定の予告期間をもって変更後の規約を周知することとし、当
該予告期間の経過をもって、当該変更後の規約が適用されるものとします。

(合意管轄裁判所)

第 19 条 保有者等は、エネリア e 街チケットに関して当社との間に紛争が生
じた場合、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同
意します。

(準拠法)

第 20 条 本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

本規約は、2024 年 6 月 1 日から適用します。

別表第1

区分	事例
換金性・投機性の高いもの	商品券・ビール券・図書カード・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード、有価証券、株等の個人による出資等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの及び同条第1項5号に規定する射幸心をそそるおそれのある遊戯	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗型性風俗特殊営業 ・店舗型電話異性紹介営業 ・無店舗型性風俗特殊営業 ・無店舗型電話異性紹介営業 ・映像送信型性風俗特殊営業 ・パチンコ、マージャン等
出資や債務の支払い、事業所間の支払い	出資、仕入れ等の事業資金
国や地方公共団体等への支払い	税、公共料金、宝くじ等
その他（消費拡大につながらないもの）	振り込み代金・手数料、電気・ガス料金、土地・家屋の購入・賃貸、診療費・治療費等

【沿革】

2024年6月1日 実施